

環 政 第 7 4 9 号

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

株式会社 門前クリーンパーク
代表取締役 三 本 守 様

石川県知事 谷 本 正 憲

門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価準備書に
対する環境保全の見地からの意見について

平成 2 7 年 5 月 2 8 日に意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価
準備書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成 16 年石川県条例
第 16 号）第 217 条第 1 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

環境影響評価書の作成にあたっては、石川県環境影響評価技術指針に即した
ものとするとともに、別紙の事項について十分に勘案し、住民等が理解しやす
いものとなるよう留意すること。

事務担当
環境部環境政策課
環境管理グループ
電話 076-225-1463

1 事業計画に関する事項

(1) 受入廃棄物

① 受入廃棄物の判断基準等

公共用水域や地下水における水質汚濁に係る環境基準や要監視項目、放流水の排出基準等が、近年、改正されていることから、最新の改正状況を踏まえて、調査、予測及び評価を行い、受入廃棄物の判断基準の見直しのほか、放流水等の維持管理計画値や河川の環境保全目標値等について必要な見直しを行うこと。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成した後において、環境基準等が改正された場合の対応方針について、具体的に示すこと。

② 特定産業廃棄物の搬入防止等

放射性物質汚染対処特措法[※]に規定する特定産業廃棄物は受入れないとしているが、当該廃棄物の搬入を防止するための対策について、マニュアル等により具体化すること。

また、廃棄物の受入前の処理の過程において、放射性物質が凝縮されている可能性があり得ることに留意するとともに、放射線に関する測定を行う場合には、十分な信頼性を有する方法で測定すること。

※平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(2) 運行計画

廃棄物の搬入にあたっては、運搬業者等に対して、廃棄物の飛散流出防止や交通安全対策を徹底させるとともに、大型車両が含まれていることから、周辺地域においては、できる限り、市街地・住宅地での通行や待機駐車回避及び通勤時間や夜間を避けた時間帯での運行に留意し、運行計画において具体的に示すこと。

また、除雪体制を整えるなどにより、一般公道での待機発生防止対策等について具体的に示すこと。

(3) 維持管理計画

埋立作業の状況を適切に管理するため、搬入車両ごとに、埋立区画の位置及び高さを記録するとともに、写真記録を活用するなど、できる限り詳細に記録し、保存すること。

(4) モニタリング計画

維持管理計画に基づくモニタリングと環境影響評価に係る事後調査の位置づけを明確にしたうえで、調査項目、調査地点、調査頻度、調査時期、調査の実施者及び公表方法等について、具体的に分かりやすく示すこと。

(5) 管理運営体制

① 施設管理計画

ア 遮水機能診断システムの異常検知事故、浸出水集排水管等の詰まり及び保有水の流出事故など、近年の最終処分場の事故事例等を整理し、事故の未然防止を図ること。

イ 最終処分場内の管理道路には、一部急勾配の区間があり、積雪時や凍結時の維持管理に対する方法が記載されていないことから、具体的に示すこと。

ウ 受入判断基準に適合しない廃棄物の搬入を防止するため、受入検査や展開検査等を担当する職員の研修など、受入管理を強化する対策について検討し、具体的に示すこと。

エ 対象事業に対する住民の理解や環境保全に関する情報の共有の観点から、廃棄物処理法に基づきインターネットでの公表が義務付けられている項目に加え、事後調査の結果等についても、希少生物の生息地に関する情報等に留意しつつ、インターネット等を利用した公表について、具体的に検討すること。

② 緊急管理計画

ア 遮水シートの破損などの事故発生時や、想定外の降雨又は地震などの災害の発生時に、迅速に受入れ中止を含む適切な対応が図られるよう、事故等の様々なケースを想定し、具体的な手順を示したマニュアル等を整備しておくこと。

また、停電に備え、浸出水処理施設や遮水機能診断システム等の稼働に必要な非常用発電機等の設置を検討するとともに、日頃から事故等を想定した訓練を実施することにより、施設の環境保全機能を維持し、早期に復旧できるようにすること。

イ 平常でない事態（地震、火災、洪水など）が発生し、必要な情報が住民等に提供されていない場合には、不安や不信感を与えてしまう原因となることから、環境への影響やその対策の必要性を積極的に公表するなど、リスクコミュニケーションに努めること。

(6) 主要施設

① 遮水工

遮水工については、その点検、検査方法も含め、実行可能なより良い技術を取り入れるとともに、遮水シートの選定にあたっての評価の内容及び検討結果を具体的に分かりやすく示すこと。

② 浸出水導水管等

浸出水等に含まれる有害物質による土壤汚染及び地下水汚染を未然に防止するため、埋立地から浸出水処理施設までの導水管等について、引張や圧縮等に強い構造並びに点検方法、点検頻度及び記録保存の方法を検討すること。

③ 浸出水処理施設の調整槽の規模等

浸出水処理施設の調整槽の規模や処理能力等の設計にあたって、門前地域観測所の降水量記録を用いているが、事業実施区域で観測される降水量が当該観測所よりも多くなる可能性があること、また、融雪時には浸出水量が増加することを踏まえ、必要な調査、予測及び評価を行い、十分な余裕を持った浸出水の処理ができるよう必要な検討を行うこと。

④ 浸出水処理施設の豪雨時対策

近年の豪雨の発生状況に鑑み、浸出水処理施設が、どの程度の豪雨にまで耐えられるかを示すとともに、想定を超える豪雨が発生した場合の環境保全措置について具体的に示すこと。

⑤ 浸出水処理施設（浸出水処理設備）

浸出水処理設備については、近年の技術的な進展を踏まえ、実行可能なより良い技術を取り入れるとともに、施設の概要について、平面図・配置図等により具体的に分かりやすく示すこと。

⑥ 耐震対策

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）では、地震災害に対する計画・設計の考え方が明示されていない。最終処分場の耐震設計においては、設計地震動のレベルと各施設の重要度に応じて必要とされる耐震性能を確保する必要があることから、地震時の安全性について、できる限り具体的に分かりやすく示すこと。

また、対象事業実施区域に近接する活断層による影響について評価し、具体的に示すこと。

(7) 施工計画

① 濁水対策

整備工事中に想定を超える降雨があった場合において、下流での濁水の影響を最小限とするため、濁度の常時測定を行うなど十分な監視体制を構築するとともに、濁水の長期化の防止に留意し、より一層の環境保全措置を講ずること。

② 閉鎖工事、廃止工事等

各期の埋立終了後に行う閉鎖工事の内容及び廃止確認を受けた後に行う廃止工事の内容を明記するとともに、廃止後の跡地の管理計画等についても、具体的に示すこと。

(8) 環境関係法令への適合性

環境影響評価を行うにあたっては、廃棄物処理法、森林法など環境関係法令の技術的な基準に適合することが前提となることから、評価書の作成に先立ち、これらの基準の適合性を分かりやすく整理すること。

2 調査、予測及び評価の結果に係る全般的事項

(1) 予測・評価の全般

最終処分場の整備工事と廃棄物の埋立作業が並行して行われる時期があることから、大気汚染、騒音、水質汚濁などの環境項目ごとに、予測条件を適切に設定し、複合した環境影響について、予測し、評価を行うこと。

(2) 廃止に伴う予測・評価

最終処分場の廃止工事に伴う環境影響の予測、評価を行うとともに、当該廃止により放流先が変更となる場合には、水質や動植物等への影響について、予測し、評価を行うこと。

(3) 環境保全措置全般

50年以上の長期間にわたる事業であることから、個々の工事等を具体化する時点での最新の技術・工法や建設機械等の普及状況を調査し、その結果を踏まえ、最も環境に配慮した技術・工法等を積極的に採用することに努めること。

(4) 事後調査全般

事後調査の評価にあたっては、結論のみの記載ではなく、予測の不確実性の程度について、より詳細に記載するとともに、予測の不確実性が大きい場合や環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合については、積極的に事後調査を実施すること。

また、事後調査等の結果により環境影響が著しいことが明らかになった場合等の対応方針について明記すること。

(5) 環境保全目標全般

騒音、振動及び悪臭の環境保全目標の設定にあたっては、敷地境界での規制基準だけではなく、石川県環境影響評価技術指針を踏まえ、社会的状況に応じた住居等における環境基準などを考慮して設定すること。

3 調査、予測及び評価の結果に係る個別的事項

(1) 大気汚染・地下水汚染・土壌汚染

① 廃棄物の飛散に伴う影響

ばいじん等の廃棄物は、ダンプ車からの荷下ろし時などの埋立処分の際には飛散しやすく、周辺での大気汚染、地下水汚染及び土壌汚染のおそれが懸念される。準備書での予測において、大釜中央では廃棄物が飛散する可能性がある風力階級4以上の風速の頻度は、0.1%であるため、環境影響は極めて小さいと評価しているが、埋立地の標高は、大釜中央より高い場所があることから、必要な予測、評価を行い、より飛散しにくい荷下ろし方法などの環境保全措置や事後調査を検討すること。

② アスベストの飛散防止

特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の埋立処分が予定されていることから、アスベストの飛散を防止するため、これらの廃棄物に係る搬入方法、埋立方法、管理方法及びモニタリング方法について、具体的に示すこと。

(2) 騒音

① 現況の道路交通騒音の評価にあたっては、「騒音に係る環境基準について」の評価方法（面的評価）に準じて評価すること。

② 埋立作業に伴う騒音の環境保全目標値は、大釜字境で65デシベルとなっているが、予測時期によっては、これを超過している範囲があることから、必要な環境保全措置や事後調査を検討すること。

(3) 悪臭

悪臭については、類似施設での調査結果をもとに予測がされているが、原臭より敷地境界の濃度が高い事例が示されていることから、データの妥当性について再検討を行うこと。また、予測にあたっては、周辺の住居等の立地状況を考慮した予測地点を設定し、予測の不確実性が大きい場合や環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合には、事後調査を行うこと。

(4) 水質汚濁・水利用

① 海域での水質の予測

海域での水質の予測においては、深谷川の河口から半径1,000mを予測範囲としているが、準備書に記載された予測結果は河口から500mと1,000mの2地点のみとなっている。深谷川河口部での現地調査結果を踏まえ、より沿岸部で

の予測、評価を検討すること。

② 地下水位、地下水質の調査

現況地下水位等高線図は、季節変動を考慮した地下水位の調査結果をもとに作成されていないことから、当該等高線図の妥当性について、追加調査等により検証し、その結果を踏まえて環境保全措置及び事後調査を検討すること。

また、地下水質のモニタリング井戸については、その設置位置の根拠、深度、帯水層等との関係について具体的に示すこと。

③ 公共下水道への排出

処理後の浸出水については、準備書では、深谷川への放流を予定しているが、公共下水道へ排出する場合にあっては、管理型最終処分場の特殊性（降水に伴う水量変化及び受入廃棄物の性状による水質変化など）を踏まえて、実現可能性や課題等について、下水道管理者である輪島市と十分に協議を行うとともに、公共下水道を含めた処理フローや処理工程毎の処理能力を示すなど、その検討結果について、具体的に示すこと。

また、公共下水道の放流先での水質や水生生物等の環境影響について、専門家等の助言を受けて、必要な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて公共下水道へ排出する基準を設定するなど、より環境影響の低減に繋がるものとする。

なお、浸出水を公共下水道へ排出する場合であっても、事後調査において、深谷川及びその河口周辺海域における水質等の調査を行うこと。

(5) 地形地質・野外レクリエーション

① 土砂災害警戒区域等

事業実施区域内に、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が含まれていることや、工事区域内には不明瞭な地滑り地形が、また、工事区域外には崩壊地形が存在することから、豪雨や地震等による土砂災害が生じないように、必要な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

② 琴ヶ浜の鳴き砂

琴ヶ浜は、鳴き砂で有名な海岸であり、輪島市の重要な観光資源の一つであることから、当該鳴き砂に及ぼす影響の有無とその程度について、出典を明らかにして、具体的に分かりやすく示すこと。

③ 堰堤等の安定性

廃棄物の流出を防止するため、埋立の進捗より順次、廃棄物層の上に小堰堤

が構築されることから、堰堤等に関し、地震時及び降雨時の安定性並びに積雪の荷重による安定性について具体的に示すこと。

また、実際に埋立てられた廃棄物の種類や性状を踏まえて予測で用いた安定計算の設定値の妥当性を評価するなど、逐次、堰堤の安定性を確認するための対応方針について、具体的に示すこと。

(6) 樹林地・植物・動物・生態系

① レッドリスト等の改定

植物及び動物について、環境省のレッドリスト及び石川県指定希少野生動物種等の最新の改定状況を踏まえ、十分な調査が行われているか検証し、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

② 浸出水処理水の導水に伴う動植物への影響

深谷川の中流部の流量は、浸出水処理水の下流部への導水に伴い、平水量の時期には5～10%程度減少するとしているが、渇水期にはこの影響が更に顕著になることから、低水量や渇水量の時期における水量の予測も踏まえ、専門家の助言を受けて、植物や動物への影響について予測、評価すること。

③ 代償環境の整備

植物及び動物の環境保全措置として予定されている代償湿地について、事業の進捗に応じた代償湿地の面積変化も分かりやすく示すこと。

また、移植にあたっては、専門家の助言を受けて、移植環境を十分に調査したうえで、生育・生息環境に適した移植を行うこと。

④ 注目種の環境保全措置

森林生態系の上位に位置する注目種であるフクロウの巣箱の設置にあたっては、現況の生息密度を踏まえ、専門家の助言を受けて実施するとともに、事後調査にあたっては、餌となる哺乳類等の生息環境を含め詳細に調査すること。

⑤ 埋立終了後における事後調査

埋立終了後には、樹林地、植物、動物及び生態系の回復状況を把握するための事後調査が予定されていないことから、第3期埋立地や覆土採取場の跡地等での必要な事後調査を検討すること。

(7) 景観

対象事業実施区域は、地域のランドマークである高爪山の麓にあり、輪島市景観条例の適用を受ける区域にあることから、輪島市景観計画との整合性を図った景観配慮について具体的に示すこと。

(8) 文化財

埋蔵文化財については、その所在の把握が十分に行われていないことから、輪島市教育委員会の助言を得て、調査、予測及び評価を行い、必要な措置を講ずること。

(9) 廃棄物等

廃棄物等について、準備書では地域の廃棄物処理に及ぼす影響についての記載がないことから、対象事業の実施による廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）及び建設工事に伴う副産物の排出が、地域の廃棄物処理等に及ぼす影響について、調査、予測及び評価すること。

(10) 温室効果ガス

温室効果ガスについては、埋立処分する廃棄物の性状を踏まえて排出係数の見直しを行うとともに、浸出水処理施設等の稼働に伴う排出量を算定に加えるなど、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に従って予測し、評価すること。